

* ロタウイルス感染症の予防接種を受けるまえに *

◆対象者：出生6週0日後から

◆接種方法：

ワクチン名	ロタリックス	ロタテック
接種時期	出生6週0日後から24週0日後 (標準的には生後2か月に至った日から開始)	出生6週0日後から32週0日後 (標準的には生後2か月に至った日から開始)
	初回接種を生後2か月に至った日から出生14週6日後までに完了することが望ましい	
接種回数	2回経口接種(27日以上の間隔をあける)	3回経口接種(27日以上の間隔をあける)

◆接種場所：市内指定医療機関

◆持ち物：母子健康手帳・予診票・体温計・筆記用具

母子健康手帳を忘れた場合は接種できませんので必ずご持参ください。

◆費用：無料

注意！ 野田市外に住民票をうつした場合、野田市の予診票を使って接種することはできません。必ず転出先の市区町村でご確認ください。

【接種する前に】

☆赤ちゃんがおなかいっぱいと、上手にワクチンが飲めない場合がありますので、接種前30分ほどは授乳を控えることをおすすめします。またワクチンがうまく飲めなかったり、吐いたりしてしまった場合でも、わずかでも飲み込みが確認できれば、ワクチンの効果に問題ありません。

☆接種の前に、この説明書をよくお読みになってください。

☆予診票に記入もれがあると接種できない場合があります。責任をもって記入してください。ボールペン等、消えない筆記用具で記入してください。

☆病気で治療中や服薬中の場合は主治医に相談してから受けるようにしましょう。

☆予防接種は体調のよいときにお受けになり、お子様の体調がよくわかる保護者の方がお連れください。

☆接種後は、母子健康手帳の予防接種記入欄を再度、ご確認ください。

【ロタウイルス胃腸炎とは】

ロタウイルスは感染力が強く、5歳までにはほとんどの乳幼児が感染すると言われています。主な症状は、突然の嘔吐、水溶性下痢、発熱で、特に初感染時が重症化しやすく、嘔吐下痢に伴う脱水やけいれん、腎不全、脳症などの合併症を併発した場合、入院治療に至ることもあります。

【ワクチンについて】

どちらも生ワクチン(弱毒化したウイルス)で、飲むワクチンです。2種類とも、予防効果や安全性に差はありません。なお途中から、ワクチンの種類を変更することはできませんので、最初に接種したワクチンを2回目以降も接種します。

このワクチンは、ロタウイルス胃腸炎の発症そのものを7~8割減らし、重症化を防ぎます。ただし、ロタウイルス以外の原因による胃腸炎には予防効果を示しません。

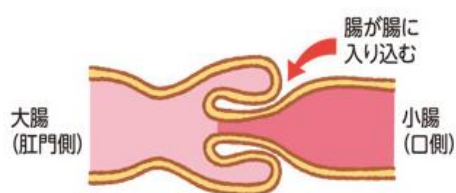
裏面に続く

★接種後の注意および副反応について★

接種直後は、医療機関で30分ほど様子を見てから帰宅してください。どちらのワクチンも、接種後（特に1～2週間）は腸重積症の症状に注意し、症状がみられた場合は速やかに、医療機関を受診してください。ワクチン接種後2週間ほど便の中にウイルスが含まれることがあります。オムツ交換の後などはていねいに手を洗ってください。また悪性腫瘍患者、免疫障がいのある人、免疫抑制療法を受けている人等、免疫力が低下した人と密接な接触がある場合には注意してください。

【腸重積症について】

腸重積症とは、腸が腸に入り込み、閉塞状態になることです。0歳児の場合、ロタウイルスワクチンを接種しなくても起こる病気で、生後3～4か月ぐらいから月齢が上がるにつれて多くなります。



腸重積症は、早期に治療すればほとんどの場合、手術せずに治療できます。以下の症状がでたら早めに受診してください。

- 泣いたり不機嫌になったりを繰り返す
- 嘔吐を繰り返す
- ぐったりして顔色が悪くなる
- 血便がでる

★こんなときは受けられません★

- ① 発熱しているとき。（接種会場で体温が37.5℃以上ある場合）
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合。
- ③ このワクチンの成分により、アレルギーを呈する恐れが明らかな場合。
- ④ 先天的な消化管障がいのある人（その治療が完了した者を除く）や過去に腸重積症をおこした人、重症複合型免疫不全（SCID）のある人、
- ⑤ 以下の病気にかかった場合

麻疹（はしか）	治癒後4週間程度あける
風しん（三日はしか）・水痘（水ぼうそう）・おたふくかぜ等	治癒後2～4週間程度あける
突発性発疹・手足口病・溶連菌感染症・伝染性紅斑（りんご病）等	治癒後1～2週間程度あける

（いずれの場合も医師の診察で予防接種の適否が判断されます。）

- ⑥ その他、医師が予防接種を受けることが不相当と認めた場合。

★こんなときは受ける際に注意が必要です★

- ① 心臓病・腎臓病・肝臓病、血液の病気や発育障がいなどで治療を受けている場合。
- ② これまで予防接種で、接種後2日以内に発熱及び発疹、じんましんなどのアレルギーと思われる異常がみられた場合。
- ③ 過去にけいれんを起こしたことがある場合は、事前に主治医に相談してから受けるようにしよう。
- ④ 過去に免疫不全の診断がなされている場合及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる場合。
- ⑤ 活動性胃腸疾患や下痢等の胃腸障がいのある者

★予防接種による健康被害救済制度について★

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障がいを残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

<問合せ先>

保健センター ☎ 04-7125-1188

関宿保健センター

☎ 04-7198-5011